八王子市クリエイトホール託児事業（ほっとタイムサービス）実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、男女共同参画センターでの相談事業並びに八王子市クリエイトホール内の生涯学習センター図書館、生涯学習センター、消費生活センター及び男女共同参画センターを利用して学習活動等を行う市民を支援するため、子どもの一時預りを実施し、学習機会等をより多く確保することにより、女性の社会的な活動の推進を図ることを目的とする。

（実施日時）

第２条　託児実施日時は、次のとおりとする。ただし、市主催事業や工事・保守点検等により保育室が使用できない場合には、当該事業は実施しないものとする。

（１）月・火・水・金・土曜日は午前９時から正午まで

（２）木曜日は午後１時から午後５時まで

（対象）

第３条　この要綱において、対象となる市民とは、満１歳から小学校入学前までの子どもを持つ市内在住の女性の保護者とする。

（費用）

第４条　男女共同参画施策を推進するとともに、子育て時期の市民の社会参画を支援するための事業であることを考慮し、利用料は無料とする。

（実施基準）

第５条　この事業は、次のとおり実施する。

（１）託児の人数は、最大１５名とする。

（２）保育士等の配置は、原則として、子ども４名に対し１名とする。なお、子どもの年齢、環境等により考慮する。

（利用手順）

第６条　利用手順は次のとおりとする。

（１）託児を利用する保護者は、事前に登録書（第１号様式）を提出する。

（２）利用にあたっては原則として、利用予定日の２ヵ月前の月の初日から利用予定日の２日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。

（３）利用者は、利用の際に男女共同参画センターへ子どもを預ける。

（４）利用者は、利用後に男女共同参画センターから子どもを引き取る。

（事業・庶務）

第７条　八王子市クリエイトホール託児事業（ほっとタイムサービス）は、男女共同参画センター、学習支援課、生涯学習センター図書館及び消費生活センターの共催事業とし、事業に関する庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

附　則

この要綱は平成１６年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１６年４月　１３日から施行する。

附　則

この要綱は平成１９年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は平成３１年５月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は令和２年１１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

この要綱は令和５年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和７年６月１日から施行する。